

平成 26 年 2 月 18 日開催

理 事 会 議 事 録 (翻 訳)

日 時	平成 26 年 2 月 18 日
場 所	学校法人東京国際フランス学園 午後 17 時 30 分
理事定数	12 名
出席理事	10 名 ークリスチャン・マセ ーベルトラン・フォール ーパトリック・テネーズ ージャン＝ジャック・ポティエ ーベルナール・デルマス ーミシェル・ソゼ ーラシッド・サラマ ーロランス・リゴディ ーブリュノ・ペロン ーファリッド・エルカルキ
欠席理事	2 名 ーエレーヌ・ファルノ＝ドゥフロモン (テネーズ氏に投票権を委任) ーシドニー・ペロル (フォール氏に投票権を委任)
出席監事	1 名 ー谷 真人
欠席監事	1 名 ークリスチャン・キュディニ

1. 役員（理事、監事）の確認及び本日の定足数の確認後、事務局長がフランス在外教育庁アジア圏調整役パトリック・テネーズ氏を議長として提案。

反対：0 棄権：0 賛成：12

全会一致でテネーズ氏を議長とすることが承認される。

続いて仏大使より挨拶があり、フランス在外教育庁長官は今回会議に出席することができなかったが、理事会準備作業を共同で行ったと述べる。

2. 議事日程

議長が以下の議題の承認を求める。保護者会代表から、本日の議事に政府奨学金についての議題を付け加えるよう要請がある。これを受け、議長は質疑応答の前にこの議題を扱うことを提案する。

1. 議長の承認
2. 本日の議題の承認
3. 前理事会の議事録の承認
4. 第三次理事会の設置による再任の件（2013年12月27日～2017年12月27日）
5. 修学旅行予定表
6. 2013年度第3修正予算決議
7. 2014年度予算提出（2014年4月1日～2015年3月31日）
8. 質疑応答

反対：0 棄権：0 賛成：12

議事日程は提案に従って、全会一致で承認される。

3. 前理事会の議事録の承認

前理事会（2013年10月17日開催）の議事録について、議長は3箇所の修正点を提案。

反対：0 棄権：0 賛成：12

前理事会（2013年10月17日開催）の議事録は、全会一致で承認される。

4) 第三次理事会（2013年12月27日～2017年12月27日）

総務部長が第三次理事会のメンバー構成について発言する。

本理事会は12名の理事と2名の監事で構成されている。

- エレーヌ・ファルノ＝ドゥフロモン氏が 2013 年 12 月 27 日より法人理事長となった（寄附行為 5 条 2 項）。
- 評議員会は、マセ氏、テネーズ氏、フォール氏、ポティエ氏、ペロル氏、デルマス氏を理事として選任（6 条 1 項（3））
- クリスチャン・マセ氏は副理事長及び法人代表理事の職務を引き続き務める。
- ミシェル・ソゼは、法人事務局長として、以下の権限を委譲される（6 条 1 項（1））。
 - 500 万円以下の支出を伴う契約書及び協定書への署名
 - 収入が発生する契約書及び協定書への署名（限度額なし）
 - 財政的影響を伴わない契約書及び協定書への署名
 - 寄附金制度枠内での寄附金受納
 - 寄附金制度以外での寄附及び遺贈の受納
- ラシッド・サラマは、法人総務部長として以下の権限を委譲される（6 条 1 項（2））。
 - 学校法人の円滑な会計運営のため、各部門間の資金及び積立金を、限度額の制限を設けず振替できる権限を委譲
 - 学校法人公印取扱規程の範囲で、法人の全公印を使用
- 理事長及び副理事長以外の理事は、権限を委譲された事務局長の職にある理事及び総務部長の職にある理事に限り、寄附行為第 14 条に定めた規程により法人業務を代表して遂行することができる。
- ファリッド・エルカルキ氏は教職員代表として理事に就任（6 条 1 項（4））。
- ロランス・リゴディ氏及びブリュノ・ペロン氏は保護者代表として理事に就任（6 条 1 項（4））。
- 評議員会は、谷氏及びキユディニ氏の 2 名の監事の再任を承認した（7 条 1 項）。

5) 修学旅行予定表

総務部長は、修学旅行予定表について説明。

- シンガポール（ラグビー大会）：初等教育科小 2～小 5 総勢 12 名
日程：2014 年 4 月 10 日～4 月 12 日 総費用：1,268,000 円（保護者負担金：54,000 円）
- 山梨：幼児教育科年長 B/初等教育科 1 年 B 総勢 53 名
日程：2014 年 4 月 9 日～4 月 11 日 総費用：736,000 円（保護者負担金：12,000 円）
- 山梨：初等教育科 1 年 A/1 年 C 総勢 50 名
日程：2014 年 4 月 15 日～4 月 18 日 総費用：950,000 円（保護者負担金：15,000 円）

- 山梨：初等教育科小 3B/小 4A/小 4B 総勢 56 名
日程：2014 年 4 月 22 日～4 月 25 日 総費用：1,152,000 円（保護者負担金：17,000 円）
- 上海（演劇交流）：中・高等教育科（演劇部） 総勢 15 名
日程：2014 年 4 月 16 日～4 月 20 日 総費用：1,370,000 円（保護者負担金：55,000 円）
- シンガポール（学校交流）：高等教育科 2 年ヨーロッパセクション 総勢 18 名
日程：2014 年 3 月 14 日～3 月 22 日 総費用：1,685,000 円（保護者負担金：70,000 円）
- 広島：高等教育科 2 年 総勢 44 名
日程：2014 年 5 月 12 日～5 月 13 日 総費用：1,848,000 円（保護者負担金：42,000 円）

議論の後、議長は議決を促し、修学旅行予定表は承認された。

反対：0 棄権：0 賛成：12

6) 2013 年度第 3 回修正予算決議

総務部長より第 3 回修正予算が提出される。主として特定予算項目の予算編入であったり、年度末の調整関係の修正である。

同様に、3 月末に実施されるシンガポール旅行や山梨への旅行に必要な費用項目も修正予算の対象となると説明。

詳細な説明があり、理事会は、2013 年度第 3 回修正予算を全会一致で承認する。

反対：0 棄権：0 賛成：12

7) 2014 年度予算案提出（2014 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日）

予算案提出：総務部長より予算案が提出される。これは、2013 年 10 月 17 日の理事会で承認された予算編成案に基づいていると説明。

すなわち、2013 年新学期の生徒数は 2012 年の 853 人に対し、940 人であった。過渡期にある今、確実な予測をたてるのは非常に難しい。2013 年新学期の生徒数や（見込みのある数字であった）、在籍生徒の進級状況、経済界の情報などに鑑みて、今回事務局は AEFE の承認を経て、2014 年 9 月 1 日の在籍生徒数を 1000 人として予算編成を行うこととなった。

1. 収入

1. 授業料：

先の予算編成案に従って授業料の値上げは行われない。生徒数の増加は、予算項目 7061 の収入額を 8,9%ほど引き上げた。

新規の生徒を開拓するというリセの総合戦略の一環として、2013 年新学期、日本国籍をもつ生徒のための授業料が設定された。この措置により、日本国籍をもつ生徒の数が 11%ほど増加したことは興味深いことである。中・高等教育科ではこのカテゴリーに属する生徒は 8,5%にしか過ぎないが、幼児・初等教育科では全生徒数の 11%を占め、外国籍生徒の数を上回っている。

以上、本予算案で採決された授業料収入額は、10 億 5925 万 1221 円となる。

2. 入学金および教育拡充費（再登録料）：

入学金及び再登録料の予測収入額は安定しており、7388 万 6000 円に上る。

3. 寄附金収入：

今期の寄付金額は 1 億 2000 万円と見積もられた。

今現在、複数の企業と交渉中であるが、興味を示してはいるものの明確な返事を得るには至っていない。本寄付金制度では、参加企業が払う学費に関し約 30%の追加収入をもたらそうるが、この寄附金は資産関連の支出のみに充てられなくてはならない。

滝野川校移転計画の当初の資金調達プランでは、寄附金収入の全額が借入返済金の年額を補填すると定められていることを再度記しておく（1 億 1805 万円）。

4. その他の収入：

予算計上されている AEFE の補助金 1 億 7000 万円（政府奨学金）を別とすると、その他の収入は大きな額ではない。

総務部長はこれに付け加えて、予算には表示されないが、奨学金も含め、AEFE は生徒一人当たり 2800 ユーロを支払っていることになる」と説明。

またフランス在外教育庁の駐在教員給与への出資負担を明確にするのは簡単だが、それに比べ本教育庁が実施する査定費用等を量化することは難しい。

同様に特記すべきこととしては、東京都からも都在住の外国人生徒に補助金が支給されていることで、本年度の額は 587 万 1000 円と見込まれている。

1. 支出

運営費支出については、次の点が特に指摘されるところである。

1. 科目 606（資材購入費）：

本予算項目は、6.87%ほど増加した。建物管理の改善により光熱費予算がわずかに減少している一方で、その他の備品については大きく増加している。これは幼児・初等教育科のクラスが増えることに伴い、備品を入れる必要があるからである。同様に、教育必需品関係でも、例えば幼児・初等教育科用の可動式ホワイトボードなどが新たに計上される。デジタルツールに関しては、フランス在外教育庁の次の戦略方針計画の中核をなすものであると、議長より補足説明がある。

2. 教育研究費支出：

本予算額は、クラスの増設及び生徒数増加に伴い増加した。また、新たに策定された教育計画実施のための予算も計上された。

3. 科目 613（賃貸料）：

本科目は、東京都所有の土地賃貸料に係るものである。2016年までは、通常の年間賃貸料に加えて、支払い延期された2011年度の賃貸料も支払わなくてはならないことも記しておく。

4. 科目 615（メンテナンス及び改修工事）：

メンテナンス及び改修に係る予算額は約3%ほど減少している。設備備品に関するメンテナンス費用は大きく減っている。というのも情報機器などのように、殆どの設備がまだ保証期間中であるため修理などはほとんど必要なかった。反面、学校建設からまだ2年しか経っていないが、建物に改修の必要性が出てきた（駐車スペースや運動施設など）。

5. 通信費（626）：

電子メールやインターネットサイトなどによる通信手段が増えたことから、郵便費や電話費用を節約することができた。よって本項目の予算は18%ほど減らすことが可能となった。

6. 人件費：

本科目予算額は昨年度と比べ変動していない。理由は以下の通り。

a. 現地雇用教員ポストの新設：1席

（当初は2つの予定であったが、公務員教員ポストを2つ新設するため1つのみとなった）

b. 年功昇級の変更（一部の級の滞留年数の増加：退職金支給の実施に伴って、教職員の同意を得る）

c. 私事都合で5日もしくは6日を超えて欠勤した場合の減給実施（就業規則に記載された欠勤や休日に関する規定以外の特例）

予算項目 65833 及び 65834 は、公務員教諭の給与支出の大半を負担するものであるが、2つの公務員教諭ポストの新設及び不利益を伴った為替変動の影響を受けて45%以上増加している。

本校の総人件費は7億166万616円に上り、12.56%の増加となる。本人件費は、支出総額の50%をわずかに下回り、授業料収入の70%に当る。

リセは時間外労働の支払いについても注意を払わなくてはならない。昨年6月に労働基準監督官の視察を受けた後、職員の勤怠管理のためにタイムカードを購入しなくてはならなかった。本校教職員の契約カテゴリーが多岐にわたるため、このシステムの実施は簡単ではなかった。特に教員の労働契約の特性と、本校の運営システムを労働基準監督署に理解してもらうのが難しかった。

保護者代表の一人が公務員教諭を雇用することの妥当性について疑問を投げかける。

議長はこれに答え、公務員教諭の身分規定はリセの集客力を高めるとともに、現地雇用の教育省正教員に将来の展望を与えることができると述べる。

7. 教職員に係るその他の経費（科目 648）：

前回の理事会で発表されたとおり、就業規則の一部変更を伴う退職金設置の提案がなされ、教職員全員がこの措置に合意した。

本退職金の実施は、一般予算部門にとって1580万円の新規支出となり、これにより退職金支払いが可能になる。

教職員は、退職時に中退共から直接退職金を支払われることになる。退職金額は、教職員の勤続年数により、厚生省が2002年11月に決定した退職金表に従って決まる。勤続年数が長いほど利益も大きくなる。

8. 諸積立金及び減価償却引当金（科目 681）：

2012年に購入した設備備品の減価償却費用に充てるため予算が計上された。仏大使館が東京都と交渉した結果、不動産資産の減価償却は2015年まで延期してもらえることとなった。リスク等に備えた諸積立金（科目 68158）の予算額は121万4714円となっている。

これらは、1991年より前の旧現地雇用契約をもつ職員の退職金支払いのため積み立てられている（諸条件の規定有）。

これらの経費は必ず予算に計上され、運営収支に波及するものであるが、これにより本校の運営資金が影響を受けるということはなく、会計上必要な処理であり総額は資産に蓄えられているものであることを言い添えておく。

9. 借入金返済（科目 164）：

昨年同様、また2032年まで、本予算項目は2010年に締結した借入金返済として1億1800万5000円を計上する。

10. 設備投資：

移転後2年が過ぎ、屋外2箇所の設備投資が優先的に行われる必要があると思われる。

まず第一に、幼児教育科の園庭にある芝生が早くから傷み始めた。子ども達にとってより楽しめるスペースにするため、できれば、この夏ここに人口芝生か、ゴム製の地面を設置する予定となっている。

砂地の競技用トラックも同様に機能的でないことが明らかになった。メンテナンスが大変な上、雨天の場合には殆ど使えない。よって、競技用全天候型トラックを設置する予定である。

同様に、初等科の運動用備品倉庫を取り替える工事が予定されている。これらの費用は、積立金から引当てられる。

2014 年度予算案に組み込まれてはいないが、安全計画の観点から非常用発電機をリセに備え付ける場合に備え、山下設計会社に校舎が必要とする電力についての調査を依頼した。この調査結果によって、必要機器が購入されることになり、場合によっては補助金等を要請することになる。

また、生徒数の増加により、B 棟の 4 階部分の改修工事が必要となってくる。これも当初予定されていた 2016 年ではなく 2015 年の夏に必要となるであろう。

3. 特別部門

1. 試験料：

バカロレア試験に係る経費をアジア圏フランス学校が相互運営することになったが、合格メダル費用を入れても、この予算科目はさらに経費を節約することが可能である。
来年度のバカロレア試験費用は 5000 円値下げされ、高校 1 年時の繰上試験料は 1000 円ほど値下げする予定である。

2. 給食費：

給食費は昨年度同様となる。生徒数増加及び食券メニューの好評により、予想収入額は 11% の増加となる。この増収により、人件費の増加を補填できる。実際、生徒数増加に伴い契約職員を雇用する必要があるのは確かである。また昼食時の生徒監督官ももう一人場合によっては必要となるであろう。

3. 課外活動：

費用は、2013-2014 年度と同様で 42000 円となる（奨学生は 27500 円）。課外活動は本校生徒の半数近くが参加しており、活動時間は月曜日の朝から土曜日の午後 12 時まででに及ぶ。休日学童も、年度休暇中の大半と 7 月第 1 週に行われている。
本部門の支出の 79%は給与（活動指導者等）に当る。

4. スクールバス：

スクールバスは非常に順調に運営されている。現在、265 名の生徒がバス 11 台で通学している。バス路線の変更はいくつかあったが、現行の路線が来年度新学期にも採用される予定である。

入札という形で今回新たに交渉を行った結果、現バス会社との契約は税込タリフとなっていることから、消費税の値上げ分は適用されないこととなった。また本契約料がこの部門の支出の 80%を占めているため、スクールバス費用は 20000 円ほど値下げできるであろう。

5. 修学旅行：

2014 年度については、4 月に初等教育科の 4 クラス、中・高等教育科では 2 つの校外学習（演劇交流の上海旅行、広島旅行）が予定されている。連帯基金のおかげで家族の負担限度額を守ることができた。

本修学旅行全体の総予算額は、828 万円に上る。

予算見積総額はよって約 18 億 7000 万円となる（特別科目、各種積立金、減価償却引当金、設備投資を含む）。

本予算案は収支バランスを保っているといえるものである。また本予算は先の評議員会で賛同を得た。

意見交換がなされ、議長が 2014 年度予算についての決議を促す。

反対：0 棄権：0 賛成：12

2014 年度予算は、全会一致で承認される。

質疑応答に移る前に、議長が教職員代表に発言権を渡す。

教職員代表は、フランス在外教育庁長官に宛てられた、現地手当（ISVL）に関する公務員教諭代表の手紙の全文を読み上げる。

8) 質疑応答：

➤ 教職員からの質問

ー 学校法人の寄附行為を現実上の運営状態に則したものにできないか。特に、理事メンバーの内、保護者代表が 2 名、教職員代表が 1 名と明記するなど。

第一次理事会の時から、理事会において、理事メンバーの内、保護者代表が 2 名、教職員代表が 1 名と決議されている。これは第二次理事会発足の折にも確認されている（2009 年 5 月 29 日理事会）。よって、第三次理事会となる本理事会においても、同様の原則を引き継ぐものとする。寄附行為を変更することなく、これらを確定する施行規則を設けることもできるであろう。

ー 労働基準監督署の視察の理由とその影響はどのようなものか。

労働基準監督官は抜き打ち検査を行うために 2013 年 6 月に来校した。この視察の後、客観的な勤怠管理システムの設置をするように指導があった。9 月の新学期よりこの管理システムが実施されている。

先ほども話したように、このシステムの実施は、本校教職員のそれぞれの特性により簡単ではなかった。またこういった問題点を労基署に理解してもらうのが特に大変であった（教員の労働契約や本校の運営システム）。

話し合いを重ねた結果、本校の特性を捨てずに日本の法律を遵守する方法を実施しようとしているところである。

すべての議案を協議、20 時 15 分議長は閉会を宣言する。

総務部長 ラシッド・サラマ（議長代理）